

国産飼料増産対策事業実施要綱

16 生 畜 第 4388 号
平成 17 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成18年 4 月 5 日	17生畜第3156号
改正	平成20年 4 月 1 日	19生畜第2447号
改正	平成21年 4 月 1 日	20生畜第1988号
改正	平成22年 4 月 1 日	21生畜第2062号
改正	平成23年 4 月 1 日	22生畜第2471号
改正	平成23年 8 月31日	23生産第4223号
改正	平成23年12月20日	23生畜第1636号
改正	平成25年 5 月16日	25生畜第 282号
改正	平成26年 4 月 1 日	25生畜第2174号
改正	平成27年 4 月 9 日	26生畜第2022号
改正	平成27年 9 月30日	27生畜第1842号
改正	平成28年 4 月 1 日	27生畜第1921号
改正	平成29年 3 月31日	28生畜第1580号
最終改正	平成30年 4 月 1 日	29生畜第2310号

第1 趣旨

大家畜畜産経営の生産コスト低減と経営安定を図るためには、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を確立していくことが重要となっている。

輸入飼料の価格が上昇傾向にある中、国産飼料のさらなる増産を図るためには、コントラクター及びTMRセンター（以下「飼料生産組織」という。）の機能高度化、栄養価の高い良質な粗飼料の生産拡大、放牧を活用した肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び国産濃厚飼料の生産・利用拡大を図る取組が重要である。

このため、本事業では、飼料生産組織の受託作業の集積による飼料生産機能や国産粗飼料の供給機能等の高度化、青刈りとうもろこし、アルファルファ等の栄養価の高い良質粗飼料（以下「高栄養粗飼料」という。）の生産拡大の推進及び放牧を活用した肉用牛・酪農基盤の強化を図るとともに、国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築により、国産飼料の増産を図ることとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる各号に定める者とする。

- 1 第3の1の飼料生産組織機能高度化の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める者とする。
- 2 第3の2の高栄養粗飼料増産対策の事業実施主体は、生産局長が別に定める飼料生

産組織とする。

- 3 第3の3の肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型及び第3の4の国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）の事業実施主体は、生産局長が別に定める農業協同組合又は農業者団体等とする。

第3 事業の種類等

事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとし、各事業の内容及び交付率は別表のとおりとする。

- 1 飼料生産組織機能高度化
- 2 高栄養粗飼料増産対策
- 3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- 4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助金又は交付金を交付するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1の事業については平成28年度から平成32年度まで、第3の2の事業については平成26年度から平成30年度まで、第3の3及び4の事業については平成30年度から平成32年度までとする。

第8 事業の推進指導等

- 1 地方農政局長は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。
- 2 都道府県知事、市町村長及び事業実施主体が所属する農業者団体は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

第9 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 生畜第 282 号）

この改正は平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2174 号）

- 1 この改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国産粗飼料増産対策事業実施要綱の一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2174 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき平成 25 年度までに採択したハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進及び国産粗飼料増産推進の事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 2022 号）

- 1 この改正は平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日付け畜生第 1823 号）

この改正は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け畜生第 1921 号）

- 1 この改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1580 号）

- 1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき平成 28 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生畜第 2310 号）

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区 分	事 業 内 容	交 付 率
1 飼料生産組織機能高度化	<p>(1) 飼料生産組織機能高度化推進</p> <p>(2) 飼料生産組織の機能高度化のための取組</p> <p>① 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化</p> <p>② 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化</p> <p>③ 地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するための草地コンサルタント機能の高度化</p> <p>④ 他の飼料生産組織との連携による機能の高度化</p> <p>ア 技術伝承研修の受講</p> <p>イ 連携システムの構築</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>
2 高栄養粗飼料増産対策	<p>(1) 高エネルギー飼料作物作付作業</p> <p>(2) 高エネルギー飼料作物収穫作業</p> <p>(3) 高エネルギー飼料作物調製・供給作業</p> <p>(4) 高タンパク質マメ科牧草追播作業</p>	<p>前年度に比して拡大した受託作業面積 1ha 当たり 27 千円以内</p> <p>前年度に比して拡大した受託作業面積 1ha 当たり 40 千円以内</p> <p>前年度に比して拡大した受託面積 1ha 当たり 20 千円以内</p> <p>マメ科牧草を追播した受託面積 1ha 当たり</p>

		10 千円以内
3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型	<p>(1) 肉用牛放牧</p> <p>① 放牧利用推進</p> <p>② 放牧牛（繁殖雌牛）導入</p> <p>③ 放牧条件整備</p> <p>(2) 放牧酪農</p> <p>① 放牧利用推進</p> <p>② 放牧条件整備</p>	<p>定 額</p> <p>1 / 2 以内（ただし、家畜を導入する場合の 1 頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、27.5 万円、繁殖の用に供する雌牛については、17.5 万円とする。）</p> <p>1 / 2 以内（ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 1.0 万円とする。）</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内（ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 1.0 万円とする。）</p>
4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）	<p>(1) 国産濃厚飼料生産利用推進</p> <p>(2) 国産濃厚飼料生産利用技術実践</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>